

いつかはお世話になるお葬式と墓地のおはなし

先祖を慈しむお盆が過ぎ、20日ごろには彼岸の季節となります。いつかはお世話になるお葬式やお墓の話、いざという時のために、簡単な基礎知識を身に付けておきましょう。

～葬儀の契約はクーリングオフ対象外～

■身内に不幸があったとき、最初にすべきこと

まず、身内に不幸があった時は、親族等は7日以内に市町村に死亡の届けを提出する必要がある、その際には、医師の「死亡診断書」か「死体検案書」を添付する必要があります。

死亡診断書は、事件性がなく医師が死後24時間以内に診察していた場合等に発行されますが、階段で転んで亡くなったとか、お風呂で急死した場合などは、医師は死亡診断書を発行することが出来ず、死体を検案し、警察官が死体見分を行い、立ち会った医師が死体検案書を交付することになります。

死亡届が受理されなければ、埋葬許可証の発行や生命保険金の請求もできません。

葬儀社が身内の死亡を知り「我が社で葬儀を行わせてください」と言って訪問してくる場合があります。その際に契約をした場合、特定商取引法の規制対象となる訪問販売にはなりますが、契約後に「高額なので解約をしたい」と考えても、法律上、亡くなられた方の葬儀については、契約締結後速やかに執り行われないと消費者側が困るといった不利益が生じることに配慮され、「クーリング・オフ」の適用はされません。

■墓地の種類と墓地購入の条件について

墓地や霊園は、永続性や非営利性が求められているため、営利法人による経営は許可されておらず、墓地埋葬法の規定に基づき、都道府県知事の許可が必要となります。

経営主体としては、自治体による「公営墓地」、それ以外は「民営墓地」に区分されますが、「民営墓地」も、寺院による「寺院墓地」と、宗教法人が経営主体で事業者が開発・販売に携わっている「民間墓地」に分類されます。

「公営墓地」については、購入の要件として憲法の規定により宗派等の制限はありませんが、「寺院墓地」は、当該寺院の檀徒となることが必要とされます。また民営墓地の場合、宗派を問わないところが多いですが、購入条件を十分確認して購入することで、後々のトラブルを防ぐことにつながります。

■墓地管理料について

墓地管理料は、墓地内の共同使用部分や共益施設などの維持保全、清掃、環境の維持、事務などに要する費用として、墓地使用者が墓地管理者に支払う必要があり、その額は、マンション管理費と同様に、各々で定められています。

「公営墓地」においては、市や町の条例等でその額が定められていますが、「民間墓地」は、その運営母体が独自で定めており、契約書でその内容を確認しましょう。

また「寺院墓地」は、昔からの慣習で定まっている場合も多く、契約書等もないことが多いようですが、その場合には、寺院に確認をしておきましょう。契約後に値上げを求められた場合は、その理由を確認することが必要です。

■墓じまい

そもそも墓地は、一般の住宅地とは異なり、その土地を所有しているものではなく、墓地の一区画を使用できる使用权を譲渡してもらい、「永代使用料」として購入していることとなっています。不要となった場合には、宅地のように第三者に売ることができるものではありません。また、この使用权は、先祖を祭る主宰者が絶えない限り、半永久的に継承されます。

しかし近年、時代背景に相応し、その墓地を返還したい方が増加の一途をたどっています。返還する場合は、更地として返還するのが一般的ですが、永代使用料の返還については、その墓地の管理規約等で定められていることが多く、返還されない特約が定められていれば、その特約が有効と考えられます。

墓地によって、その状況はさまざまであり、まずは管理規約等を確認することや、寺院に確認することから始めましょう。

筆者ひとこと

親族が集まる機会が多いこの時期に、それぞれの思いを話し合い、いざという時に備え、あわてて契約をして後悔することのないようにしましょう。（県消費生活センター）